

**高知県地域医療構想調整会議について**

# 地域医療構想調整会議の設置・運営について

## 1 地域医療構想調整会議連合会について(H29年2月設置予定)

### ■連合会の体制

- ・高知県医療審議会保健医療計画評価推進部会(地域医療構想策定WGの委員を継承して改組)の委員に各区域の調整会議の議長を加えて構成
- ・連合会の会長は上記部会の会長をもって充てる

### ■連合会の会議

#### ①定例会議

- ・各調整会議の状況について事務局から報告を受けるために開催
- ・会長が必要と認めた場合において、計画部会の開催に併せ、計画部会の委員を出席者として開催

#### ②随時会議

- ・構想区域を越えた広域的な協議を行うために開催(中央区域への患者流出と密接に関連する過剰な病床機能への転換に関する協議(法30条の15)等)
- ・会長が調整会議の議長から開催の要請を受けた場合であって、会長が必要と認めた場合において、すべてのメンバーを出席者として開催

## 2 各区域における調整会議について(H29年1月設置)

- 福祉保健所及び高知市保健所が設置する各会議体の委員に対し、調整会議委員への就任を依頼のうえ設置
- 次の議題を扱う定例会議は年度末に一回(福祉保健所が開く各会議と一体的に開催するが、設置要綱に基づく独立した会議体とする)
  - ・病床機能報告制度による情報等の共有
  - ・地域医療介護総合確保基金都道府県計画に盛り込む事業に関する情報等の共有
- その他の議題については、必要に応じ随時開催

調整会議	安芸区域 調整会議	中央区域調整会議				高幡区域 調整会議	幡多区域 調整会議
		物部川部会	嶺北部会	高知市部会	仁淀川部会		
委員数	27名	25名	20名	21名	25名	27名	19名

所管福祉保健所	安芸福祉保健所	中央東福祉保健所		高知市保健所	中央西福祉保健所	須崎福祉保健所	幡多福祉保健所
会議体の名称	日本一の健康 長寿県構想 安芸地域 推進協議会	日本一の健康長寿 県構想 南国・香南・香美地域 推進協議会	日本一の健康 長寿県構想 嶺北地域 推進協議会	高知市在宅医療・ 介護連携 推進委員会 (H28新設)	中央西地域 在宅療養 推進連絡会 (H28新設)	日本一の健康 長寿県構想 高幡地域 推進協議会	日本一の健康 長寿県構想 幡多地域 推進協議会

- 福祉保健所会議体の委員構成:保健医療関係者、福祉関係者、住民、市町村
- 福祉保健所会議体の委員の外、医療保険者についても、保険者協議会からの代表者を各調整会議の委員として追加
- 中央区域調整会議は、各部会の委員で構成

## 高知県地域医療構想調整会議設置要綱

### (設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号の規定による区域（以下「構想区域」という。）において、関係者との連携を図りつつ、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うため、同法第30条の14第1項に定める協議の場として、次に掲げる地域医療構想調整会議を設置する。

- (1) 中央区域地域医療構想調整会議
- (2) 安芸区域地域医療構想調整会議
- (3) 高幡区域地域医療構想調整会議
- (4) 幡多区域地域医療構想調整会議

2 中央区域地域医療構想調整会議（以下「中央会議」という。）に次の部会を置く。

- (1) 高知市部会
- (2) 物部川部会
- (3) 嶺北部会
- (4) 仁淀川部会

### (所掌事項)

第2条 地域医療構想調整会議（中央会議にあっては、前条第二項に定める部会。以下「調整会議」という。）は、次の事項について所掌する。

- (1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (3) 地域医療介護総合確保基金都道府県計画に盛り込む事業に関する協議
- (4) その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議
- (5) 開設・増床等の許可申請の内容に関する協議
- (6) 過剰な病床機能への転換に関する協議

### (組織)

第3条 調整会議は、各福祉保健所及び高知市保健所が設置する会議のうち、当該各福祉保健所及び高知市保健所の長が適当と認める会議の委員並びに高知県保険者協議会の代表者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に、議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。

4 議長に事故があるときのほか、議事の内容により議長に重大な利益相反が生じるおそれがあると委員の過半数が認める場合は、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 調整会議は、必要の都度議長が招集する。

2 議長は、議事等の必要に応じて、出席する委員を選定することができるほか、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

3 委員がやむを得ない事情により調整会議に出席できないときは、その者を代理する者を出席させることができる。

4 第2条の所掌事項のうち、関係者の合意が必要な事項については、関係者が記名押印した合意文書を作成し、高知県健康政策部医療政策課長が立会人として記名押印のうえ保管する。

5 調整会議は原則公開とし、患者情報や医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には非公開とする。

6 議長は、やむを得ない理由により調整会議を開く時間的余裕がないとき、又は書面による協議をもって足りると認めるときは、協議事項の概要を記載した書類を関係者に配付してその意見を聴き、又は賛否を問うことができる。

(連合会)

第7条 各調整会議の調整等を行う場として、高知県地域医療構想調整会議連合会（以下「連合会」という。）を設置する。

2 連合会は、高知県医療審議会保健医療計画評価推進部会（以下「計画部会」という。）の委員及び各調整会議の議長をもって組織する。

3 連合会の会長は、計画部会の会長をもって充てる。

4 連合会の会議は、各調整会議の状況について事務局から報告を受けるための会議（以下「定例会議」という。）及び構想区域を越えた広域的な協議を行うための会議（以下「随時会議」という。）の二種類とする。

5 定例会議は、会長が必要と認めた場合において、計画部会の開催に併せ、計画部会の

委員を出席者として開催するものとする。

6 随時会議は、会長が調整会議の議長から開催の要請を受けた場合であって、会長が必要と認めた場合において、第2項のメンバーを出席者として開催するものとする。

(事務局)

第8条 調整会議の事務局は、高知県健康政策部医療政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

2 第5条第3項、第6条第2項から第6項まで、第8条及び前項の規定は、連合会について、準用する。

附則

1 この要綱は、平成28年12月15日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に委嘱する第3条第1項の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、2年以内とする。